

第4次 川崎町男女共同参画プラン

令和8年度～令和12年度

人を育み、町を創る。

10年先も住みつづけたいたい町へ



川 崎 町

1

川崎町男女共同参画プランについて

川崎町では、一人ひとりの人権を尊重し、男女の性別に係わりなく、自分らしく生きる喜びを感じることができる、豊かで活力ある町をめざしてきました。平成 22 年には「川崎町男女共同参画プラン」を策定し、町としての取り組みが本格的に始まりました。その後、平成 28 年に第 2 次プラン、令和 2 年には第 3 次プランへと改定を重ねてきました。

しかしながら、日本では社会のさまざまな分野において女性の参画が十分に進んでいない現状にあります。その背景には、「女性がキャリアを築きにくいこと」「ワーク・ライフ・バランスが実現しにくいこと」「男女を問わず男女共同参画への意識が高まっていないこと」の 3 つの要因が挙げられます。これらの要因は密接に関連しており、互いに影響を与えています。ワーク・ライフ・バランスを推進するには、女性だけが育児や家事を担うという男女の意識を改革だけでなく、女性のライフステージに合わせたキャリア形成ができる環境を整えることを合わせて考えなければいけません。

このような男女共同参画をめぐる課題に取り組むためには、第 3 次プランまでの取り組みで培った町民、事業者、自治組織、行政など多様な主体との連携や協働が重要になります。男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野において仕事や家庭生活、地域活動が行える、安全で安心できるまちを創ること—これが第 4 次プランでめざすべき大きな目標です。その実現に向けて、さまざまな施策を推進していきます。

2

計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間です。



3

プランにおける各主体の取り組み

このプランでは、町民、事業者、自治組織、行政が連携・協働する中で、すべての人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現をめざします。

町民の取り組み

- ・家庭内で互いに協力し、家事の役割分担を行い、個性と能力を発揮できる生活環境を整えます。
- ・積極的に地域活動に参加しましょう。

事業者の取り組み

- ・採用や昇進で男女格差をなくします。
- ・育児休暇や介護休暇を積極的に取得できる環境を整備し、誰もが活躍できる職場づくりに努めます。

自治組織の取り組み

- ・慣習や慣行に捉われない組織運営に努めます。
- ・一人ひとりが男女共同参画に視点を持ち、地域における男女共同参画意識の向上に努めます。

行政の取り組み

- ・誰もが健康で安心して暮らせるよう多様なライフスタイルに対応できるサービス基盤を充実させます。
- ・町民などと連携して問題の解決に取り組めます。



4

プランの基本目標

基本目標Ⅰ

男女が共に参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に対する町民及び事業者の理解を深め、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅱ

男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように支援を行います。

基本目標Ⅲ

男女が共に担う地域社会づくり

男女が共に家庭、職場、学校などあらゆる分野の地域社会に参画できるように努めます。

基本目標Ⅳ

福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

男女が共に安心して暮らせるよう支援の充実を図り、生涯を通じた健康づくりを支援します。

基本目標Ⅴ

計画推進のための体制づくり

町民、事業者、自治組織、行政が連携し、男女共同参画社会の実現を推進します。



第4次 川崎町男女共同参画プラン【概要版】

発行 令和8年3月

編集 川崎町人権推進課

〒827-0004 福岡県田川郡川崎町大字田原725-17

TEL/FAX 0947-73-3277

rinpokan@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp